

「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」制度について

岐阜県 女性の活躍推進課

(1) 制度について

岐阜県では、仕事と家庭の両立支援に取り組む企業・団体を「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」として登録します。

県内に本社または事業所を有する企業・団体様であれば、どなたでもご登録いただくことができます！登録は無料でFAXやメールでの登録も可能です。



(2) 登録のメリット

1. ワーク・ライフ・バランスの取組を進めることにより、様々な期待ができます

- ◎企業のイメージアップ
- ◎優秀な人材の確保・定着
- ◎従業員の意識向上
- ◎業務の効率化

2. 登録証を発行します

3. 「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業シンボルマーク」を使用してPRができます

4. 岐阜県中小企業総合人材確保センターにおいて、「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」として求人を出すことができます。

5. 県の中小企業資金融資制度の「子育て支援資金」を利用できます

6. 県内の金融機関で、登録企業やその従業員が金利優遇措置を受けることができます

7. 県建設工事の入札参加資格における主観点数が加点されます

(3) 登録方法（随時受付・登録無料）

○登録届出書に必要な事項をご記入の上、以下のいずれかの方法でお送りください

- ・メール c11234@pref.gifu.lg.jp
 - ・FAX 058-278-2611
 - ・郵送 〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県 子ども・女性局 女性の活躍推進課 企画係
- ※問い合わせ

○登録企業には次の2タイプがあり、それぞれに必要な書類・登録の有効期限が異なります

タイプⅠ（未策定）

「次世代育成対策推進法」に基づく一般事業主行動計画を策定して『いない』企業・団体

■必要書類

「登録届出書」に必要な事項を記入

■登録の有効期限

登録証の発行日から2年間

タイプⅡ（策定）

「次世代育成対策推進法」に基づく一般事業主行動計画を策定して『いる』企業・団体

■必要書類

「登録届出書」に必要な事項を記入

「次世代育成対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し（第一面、第二面・第三面）（労働局の受付印のあるもの）を添付

■登録の有効期限

「一般事業主行動計画」の計画終了日まで

～ワーク・ライフ・バランスとは～

性別や年齢に関係なく、仕事と生活のバランス（調和）をとろうとする考え方です。仕事上の責任を果たす一方、子育てや介護の時間、家庭・地域、自己啓発などにかかる個人の時間を持てる、健康で豊かな生活を目指すものです。

ワーク・ライフ・バランス推進企業募集中！



岐阜県では、従業員の「仕事と家庭の両立支援」に取り組む県内の企業等を「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」として登録します。



- 対象企業等（各種団体、個人事業主も対象です）

岐阜県内に本社又は事業所を有すること

- 登録するとこんなメリットがあります

＜登録企業やその従業員が金利優遇措置を受けることができます！＞

・県内の優遇制度を設けている金融機関で、登録企業対象の資金融資や従業員が利用する各種ローンなどで金利優遇措置を受けることができます。

取扱金融機関と主な商品名等

(H29.7.1)

金融機関名(五十音順)	商品名	対象	内容
大垣共立銀行	リフォームローン	従業員	年1.0%優遇
岐阜信用金庫	フリーローン	従業員	年1.0%優遇
岐阜県下 JA バンク	定期積金	従業員	年0.05%上乗せ
十六銀行	かんたんマイカーローン かんたん教育ローン	従業員	年1.5%優遇
商工組合中央金庫岐阜支店	ぎふ子育て応援企業ローン	企業	年0.2%優遇
高山信用金庫	定期積金	従業員	年0.1%優遇
東海労働金庫	福祉ローン(夢応援団)	従業員	年0.5%優遇
東濃信用金庫	ファミリーローン	従業員	年1.0%優遇
飛騨信用組合	フリーローン	従業員	年0.3%優遇
日本政策金融公庫	地域活性化・雇用促進資金	企業	年0.4%優遇

※商品名及び内容については、一例であり、詳細は各金融機関へお問い合わせください

＜県中小企業資金融資制度「子育て支援資金」が年利1.3%で利用できます！＞

「子育て支援資金」の内容(一例)

融資利率		年1.3%
融資限度額	運転資金	4,000万円
	設備資金	10,000万円
信用保証		無担保:年0.45~1.0% 有担保:年0.35~0.9% (県信用保証料補給率:0.0~0.9%)

担保については原則無担保

平成28年度で19件、約2億1674万円の利用実績がありました。

※学校法人、社会福祉法人、社団法人、財団法人等は対象となりませんが、従業員300人以下の、医療法人及び医業を主たる業とする社会福祉法人、社団法人、財団法人については対象となります。詳細は金融機関へお問い合わせください。

市町村で独自に利子補給を実施しているところがあります。

◀県の建設工事入札参加資格審査において、加点されます！▶

- ・常時雇用従業員数が300人以下の県内業者で、前年の12月31日時点で登録をしていれば、主観点数が10点加点されます。

◀ジンサポ！ぎふで特典があります！▶

- ・岐阜県中小企業総合人材確保センターにおいて、「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」として求人を出すことができます。

◀企業イメージの向上につながります！▶

- ・県のホームページで登録企業名を紹介します。
- ・「岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業シンボルマーク」を使用して、登録企業であることをPRできます。
- ・「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録証」を発行します。
※登録企業には「ワーク・ライフ・バランス推進企業ステッカー」をお配りしています。



「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録証」
(A4 サイズ)



「ワーク・ライフ・バランス推進企業ステッカー」
(8cm×22cm)

● 登録方法

- ・「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録届出書」(別記様式)をFAXまたは郵便でお送りください。

FAX：058-278-2611

郵送先：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県 子ども・女性局女性の活躍推進課

※次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を所管の労働局へ提出されている場合は、労働局の受付印のある届出書の写し(第一面)及び(第二面・第三面)もお送りください。

届出書の様式や詳細はこちらから

[岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録](#)

[検索](#)

＝お問い合わせ先＝

岐阜県 子ども・女性局 女性の活躍推進課 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

TEL 058-272-1111(内線 2682) FAX 058-278-2611

岐阜県のワーク・ライフ・バランス推進に関する情報は、以下のURLから

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kekkon/work-life-balance/c11234/kosodate-shien.html>

岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録届出書

わたしたちは、「安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり条例」のもと、仕事と家庭をともに大切にする職場環境づくりに積極的に取り組むことを宣言し、岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業として登録します。

企業名			役職	
タイプ 〔該当するもの1つに ☑を付けてください〕	次世代育成支援対策推進法に定める一般事業主行動計画の策定状況(※2) <input type="checkbox"/> 未策定(タイプⅠ) <input type="checkbox"/> 策定(タイプⅡ)	代表者	氏名	
業種 〔該当するもの1つに☑を付けてください〕	<input type="checkbox"/> 1 農業、林業、漁業 <input type="checkbox"/> 2 鉱業、採石業、砂利採取業 <input type="checkbox"/> 3 建設業 <input type="checkbox"/> 4 製造業 <input type="checkbox"/> 5 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 6 情報通信業 <input type="checkbox"/> 7 運輸業、郵便業 <input type="checkbox"/> 8 卸売業、小売業 <input type="checkbox"/> 9 金融業、保険業 <input type="checkbox"/> 10 不動産業、物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 11 学術研究、専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> 12 宿泊業、飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 13 生活関連サービス業、娯楽業 <input type="checkbox"/> 14 教育、学習支援業 <input type="checkbox"/> 15 医療、福祉 <input type="checkbox"/> 16 複合サービス業 <input type="checkbox"/> 17 サービス業(他に分類されないもの)			
所在地	〒 -			
連絡先	電話番号: ()	担当者	所属部署	
	FAX番号: ()		氏名	
	Eメール: @			
常時雇用する従業員数	()人			

※お届けいただいた内容については、この登録事務、事業以外には使用いたしません

□貴社の取組にあてはまるところに「○」をつけてください。

○を記入	取組や意識啓発に関する項目
	① 子育てにおいては家庭が大切な役割を担うことを認識し、従業員のニーズ把握のもと、従業員の仕事と家庭の両立を支援する取組を進めます。
	② 従業員の男女を問わず必要な育児休業をとることができるよう、代替要員の確保などの取組や職場の雰囲気づくりを行います。
	③ ボランティア休暇、自己啓発休暇、リフレッシュ休暇、子どもの看護・介護休暇の有給化や期間延長など、休暇制度の充実を図ります。
	④ 従業員の年次有給休暇の取得促進のため、時間単位での取得などの取組や意識啓発を行います。
	⑤ 従業員が子どもとふれあう時間をもてるように「早く家庭に帰る日」やノー残業デーをはじめ、所定外労働を少なくする取組や意識啓発を行います。
	⑥ ワーク・ライフ・バランスに配慮した柔軟な働き方、フレックスタイム、勤務地の限定制度在宅勤務などを取り入れます。
	⑦ 女性従業員の出産・育児後での職場復帰を進めるため、教育訓練や、休業前と同処遇での復帰、再雇用制度などの取組を行います。
	⑧ 従業員が利用できる自社内保育サービス(事業所内保育施設、預かり等)を提供します。
	⑨ NPOや地元自治会など地域と一体となった地域の子育て支援の取組を行います。
	⑩ 家族と従業員との理解を深めるため、子ども参観日や家族参加型の親睦行事を行います。
	⑪ 女性のキャリアアップや女性管理職の登用など、女性の活躍推進に向けた取組を行います。
	⑫ その他(従業員の仕事と家庭の両立を支援する特徴的・オリジナルな取組) 〔(記入例)「時間外労働を削減するよう朝礼で呼びかけています」「企業内家庭教育研修を実施します」等〕

□下記事項について、該当する場合は「○」をつけてください。

	県から派遣された社会保険労務士により、仕事と家庭の両立を図るための雇用環境・労働条件の整備、男性の育児参加、女性の活躍推進の取組について助言を受けてみたい。
	県が条例で推奨している「早く家庭に帰る日」(毎月8、18、28日)を実践している。

(※1)、(※2)は裏面<注釈>参照

<注釈>

- (※1) 新規…岐阜県のワーク・ライフ・バランス推進企業に初めて登録される場合、原則、翌月1日付けで登録証を交付します。
更新…現在所有の登録証の期限が満了する1か月前までに提出してください。原則、有効期限となっている月の翌月1日付けで登録証を交付します。
切替…「次世代育成支援対策推進法」第12条に基づく「一般事業主行動計画策定・変更届」を労働局に提出したことにより、登録タイプを一般事業主行動計画策定企業に切り替える場合、原則、翌月1日付けで登録証を交付します。
再交付…登録証を紛失し、再交付を希望する場合。
- (※2) 一般事業主行動計画**未策定**企業…「一般事業主行動計画策定・変更届」を所管の労働局に提出されていない企業です。
一般事業主行動計画**策定**企業…「一般事業主行動計画策定・変更届」を所管の労働局に提出されている企業です。
労働局の受付印のある「策定・変更届」の写し（第一面）及び（第二面・第三面）も併せてお送りください。